

一部の後期高齢者の保険料を見直します

後期高齢者医療の保険料に関し、これまで一部の方のみに適用されていた「特例措置」を見直します。今回の見直しは、一定の所得のある方々に制度本来の保険料をご負担いただくことで、将来にわたって持続可能な医療制度にしていくことを目的として行うものです。

見直しのポイント

- 対象は一定の所得のある方々です（≠ **世帯の所得が低い方は変更なし**）
- 段階的に見直しを行います（≠ **2～3年かけて少しずつ変更**）
- 後期高齢者医療制度に本来設けられている軽減水準に戻します（≠ **軽減措置は全廃されず、上乘せされている一部の「特例措置」のみを見直し**）

▼ 特例措置①②③のうち、②③について見直しを行います

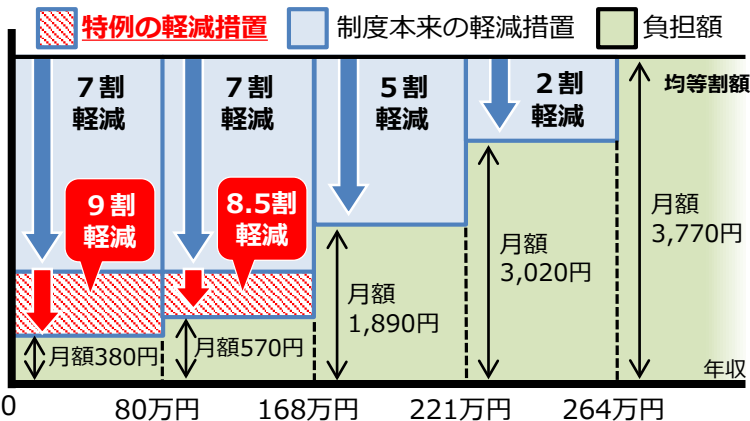
特例措置①「均等割」の軽減 ⇒ 変わりません

右図のように、特例措置①の対象は、例えば75歳以上の夫婦2人世帯でいずれも年収約168万円以下の場合など

世帯の所得が低い方です。

引き続き、特例措置の対象です

今回の見直しの対象とせず、特例措置を据え置きます。



※年収は、夫婦世帯における夫の年金収入例（妻の年金収入が80万円以下の場合）

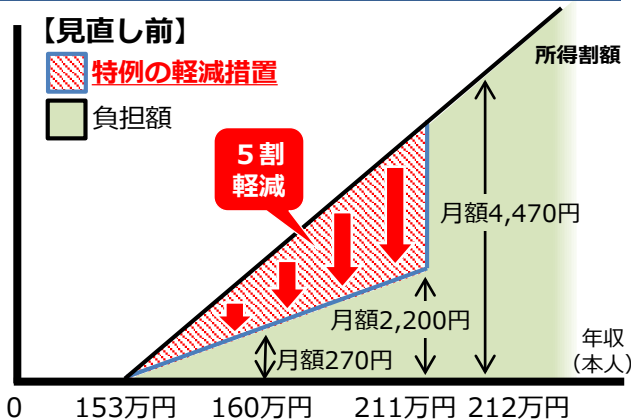
特例措置②「所得割」の軽減

右図のように、特例措置②の対象は、**本人の年収が約153万円～約211万円※の方**です。
※賦課のもととなる所得が58万円以下

軽減割合が段階的に変わります

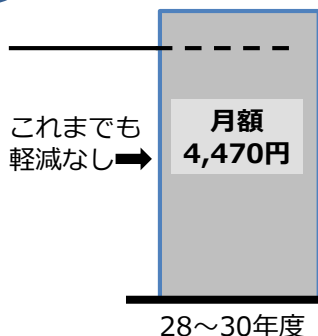
見直し前	29年度	30年度
5割軽減	2割軽減	軽減なし※

※「均等割」の軽減割合は変わりません

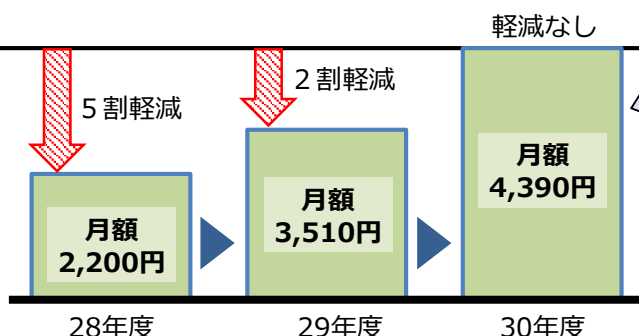


例

年収約212万円の方



年収約211万円の方



見直しの趣旨

「所得割」は、保険料のうち、本人の所得（負担能力）に応じてご負担いただいている分です（上図参照）。

今回の見直しで、段階的に、本人の負担能力に応じた本来のご負担をお願いします。

特例措置③ 「元被扶養者の方」の「均等割」の軽減

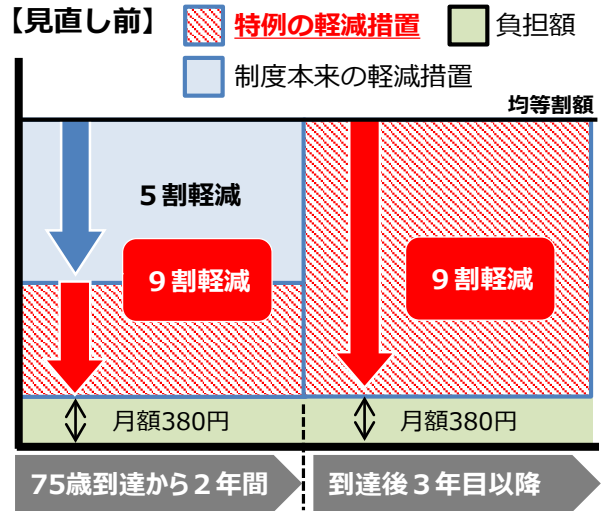
右図の特例措置③の対象は、**後期高齢者医療の対象となる（例:75歳到達）前日に被用者保険の被扶養者だった方**です。

※これまで、上記の方であれば、世帯の負担能力にかかわらず、また、期限の定めなく、「均等割」が9割軽減されていました。

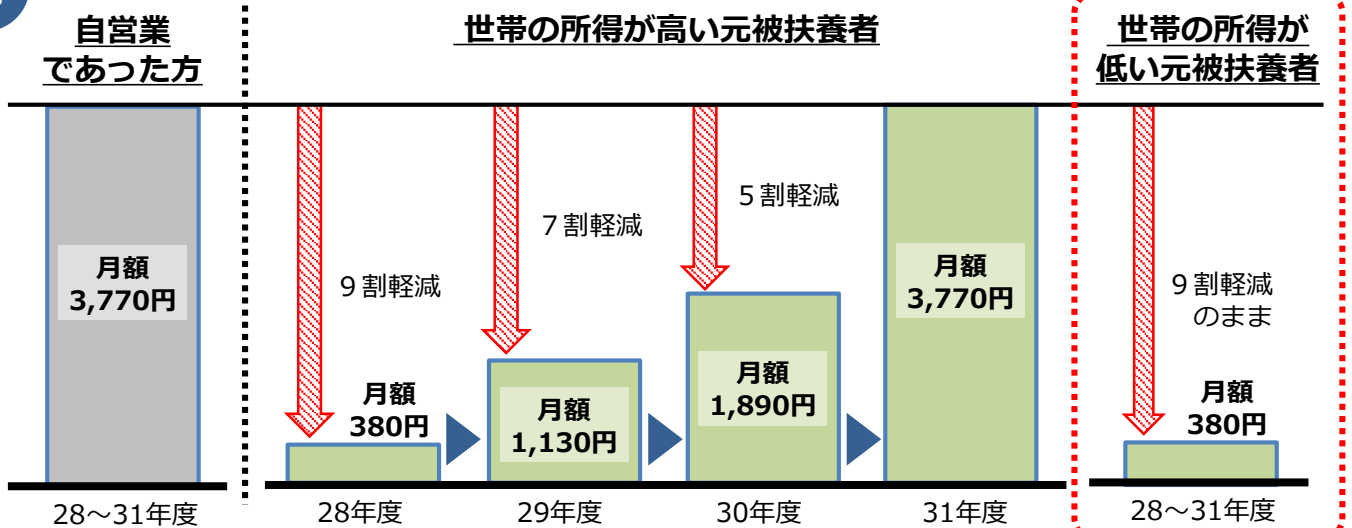
世帯の所得が高い方のみ、段階的に変わります

見直し前	29年度	30年度	31年度
9割軽減	7割軽減	5割軽減	制度本来の軽減※

※後期高齢者医療制度の対象となってから2年間は5割軽減



例



見直しの趣旨

「均等割」は、保険料のうち全ての方に同額をご負担いただいている分です。ただし、世帯の負担能力に応じて一定の軽減措置を設けています(特例措置①)。今回の見直しで、被扶養者でなかった方(国保加入者・自営業の方など)と同じく、段階的に、世帯の負担能力に応じた本来のご負担をお願いします。

★ 世帯の所得が低い元被扶養者の方には、引き続き「均等割」の軽減措置（9割軽減）が適用されます！

※この他、世帯の所得によって、「均等割」8.5割軽減の対象となる方もいます。

注1 ここで示した保険料額は全国平均の平成28年度・29年度保険料率に基づき、仮定を置いて算出した月額です。実際の保険料は都道府県により異なります。

注2 ここで示した年収は、すべて年金収入であるとして計算しています。

保険料に関する詳しいお問い合わせは

- 大阪府後期高齢者医療広域連合 または
- お住まいの市町村の後期高齢者担当窓口 まで



後期高齢者医療の保険料見直しに関して 【 よくいただくご質問 】

Q1 なぜ、保険料軽減の「特例措置」を見直すのですか？

見直しの趣旨

- 後期高齢者医療制度では、住民税を払わないでよい所得の低い方々（住民税非課税世帯等）などを対象に、例えば保険料の「均等割」部分を7割軽減するといった**制度本来の軽減措置が設けられています**。
- 今回見直しを行う「特例措置」は、こうした本来の軽減措置に、さらに**上乗せをして軽減を行っているものです**。これは、平成20年度に制度が発足した際、保険料負担の急激な上昇を抑えるために設けられたものです。
- 制度発足からすでに10年近く経過し、この「特例措置」に要する国費負担も累計で約7,200億円となっていることから、**一定の所得のある方々については、この特例措置を見直し、2～3年かけて、段階的に本来の軽減措置の水準に戻すこととしました**。
- これにより、高齢者の方々の保険料だけでなく、若年層の方々からの保険料や税金によって支えられている**後期高齢者医療制度を、将来にわたって持続可能なものにしていきます**。

Q2 どのように「特例措置」を見直すのですか？

見直しの内容

- **世帯の所得が低い方**に対して「均等割」を9割・8.5割軽減する特例については、**今回見直しの対象とせず、据え置きとしました**。
- **本人の年収約153万円から約211万円まで**（賦課のもととなる所得が58万円以下）の方に対して「所得割」部分を5割軽減する特例については、制度を将来にわたって持続可能なものにしていくため、**2年かけて無くしていきます**。
これにより、これまでも軽減のなかった**年収約211万円を超える方と同じく、負担能力に応じた本来のご負担をお願いすることになります**。
- **元被扶養者**（①75歳になる前日や②一定の障害があり後期高齢者医療制度の被保険者となる前日に被用者保険の被扶養者であった方）に対して、**世帯の負担能力にかかわらず、かつ期限の定めなく「均等割」部分を9割軽減する特例については、3年かけて世帯の負担能力に応じてご負担いただく制度本来の水準に戻していきます**。
これにより、**被扶養者でなかった方（自営業者など）と同じく、世帯の負担能力に応じた本来のご負担をお願いすることになります**（ただし、**世帯の所得が低い方は引き続き軽減措置を受けられるほか、これまで元被扶養者の方には賦課されていない「所得割」については、今後も当面賦課しないこととします**。）